

## ⇨ 工事進行基準の見直し

**Q** : 今年度の税制改正では、工事進行基準が見直されるそうですが、どのようになるのですか？

**A** : 工事進行基準の対象となる長期大規模工事の範囲が広がられます。

### 【解説】

税務では、請負工事にかかる収益の計上は、原則、工事完成基準により計上し、例外的に工事進行基準が認められることとなっています。

ただし、次のすべてを満たす長期大規模工事の請負については、工事完成基準は適用できず、工事進行基準しか適用が認められません。

- ① 工事期間が2年以上の工事
- ② 請負金額が50億円以上の工事
- ③ 請負金額の半額以上が工事の目的物の引渡期日の1年経過日後に支払われる契約でない工事

改正では、①の2年基準が1年に、また、②の50億円基準が10億円に改正されることとされています。

また、現行では工事の進行中に損失が生ずると見込まれる場合には、適用できないこととされていますが、この点も改正によって適用できることとなります。

さらには、対象となる業種も請負工事だけでなく、ソフトウェアの受注制作も適用が受けられるようになります。

